

令和 8 年度対象 「保育士修学資金」修学生募集要領

保育士修学資金貸付金（以下、「貸付金」という。）は、保育士を目指す学生の経済的な負担を軽減し、質の高い学びを支援するため、養成施設に在学している学生に対して、修学のための費用を無利子で貸し付けるものです。

養成施設を卒業後、保育士として、大阪府内の保育所等で継続して 5 年間働くと、借り受けた貸付金の返済は全額免除されます。

ただし、退学したり、継続して 5 年間従事できない等、返還免除の要件を満たさなかった場合は、必ず借り受けた貸付金を全額返さなければいけません。

ご両親など、人任せにせず「貸付金を借りるのは自分」という自覚をもって申請してください。

なお、連帯保証人は返還免除または返還完了になるまで修学生と連帯して義務を履行しなくてはなりません。修学生と連絡が取れないとき、必要な手続きがなされないとき等は連帯保証人にご連絡をいたしますので、ご承知おきください。

【申請方法】

養成施設を通じて申請してください。

申請方法等については、養成施設へお問い合わせください。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター 保育士修学資金貸付担当
〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内
TEL06-6776-2943（平日 9:00～17:00 受付）

目次

I	貸付制度の概要	4
1	申請から返還免除までの流れ	4
II	募集要領	5
1	申請期間・募集人数について	5
2	申請資格について	5
3	連帯保証人について	5
4	連帯保証人以外の緊急連絡先について	6
5	貸付の方法（振込）について	6
6	貸付期間について	7
7	貸付限度額について	7
8	申請額について	7
III	貸付金の契約まで	9
1	申請に必要な提出書類について	9
2	提出書類の諸注意	10
3	提出書類チェックリスト	11
4	貸付の審査と借用証書の取り交わしについて	12
IV	貸付金の返還免除まで	13
1	返還の猶予について	13
2	貸付金の返還免除について	13
3	貸付金の返還について	14
V	関係資料	15
1	大阪府内の保育士養成施設	15
2	返還免除対象業務	16
3	大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱	17
4	大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要領	23
5	よくある質問	29

用語の説明

「保育士修学資金」修学生募集要領の中で使用する略称、および用語の意味は次の通りです。

要綱	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱
要領	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要領
募集要領	「保育士修学資金」 修学生募集要領
貸付金	特に表示しない場合は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 保育士修学資金貸付金
指定保育士養成施設 (養成施設)	保育士としての必要な知識および技能を習得させることを目的として、都道府県知事が指定した学校
修学生	指定保育士養成施設に在籍し、貸付金の決定を受けた者 指定保育士養成施設を卒業後も、貸付を受けた貸付金の返還免除または返還完了まで修学生と呼称する
府社協	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター
返還免除対象業務	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱第2条第2項に規定するア～サまでの施設または事業における児童の保護等の業務
保育士	指定保育士養成施設を卒業して、保育士となる資格を有する修学生で、社会福祉法人日本保育協会（登録事務処理センター）に登録している者
現況報告書	修学生の卒業後の状況を報告するもの。毎年4月に府社協へ提出すること 修学生の返還免除対象業務に従事する意思等を確認する
業務従事期間証明書	大阪府内で返還免除対象業務に従事している期間を従事先法人で証明するもの 毎年4月に府社協へ提出すること
休 職	業務従事先の就業規則に定められた範囲内で休暇を取り、在籍はしているが就労していない状態
離 職	退職し、返還免除対象業務に従事していない状態
貸付金の返還免除に必要な 業務従事期間	要綱第8条第1項より ○養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大阪府内において保育士として返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間（※）従事したとき 〔過疎地域において当該業務に従事した場合、または中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間（※）従事したとき〕 （※）5年間とは、在職期間が通算1,825日であり、かつ、業務に従事した日数が900日以上を指します。3年間とは、在職期間が通算1,095日であり、かつ、従事した日数が540日以上を指します。非常勤の場合、従事日数を確認いたします。ただし、休職期間を除きます。

I 貸付制度の概要

1 申請から返還免除までの流れ

		養成施設	修学生	高校卒業後、 2年間修学する場合
1	貸付申請	② 申請書一式と推薦状などをまとめて府社協へ提出	① 養成施設へ申請書類を整えて提出	18歳
2	審査・貸付決定	③ 府社協から養成施設へ貸付可否の結果を通知	④ 養成施設から可否の結果通知を受け取る	
3	契約の締結	⑥ 貸付決定者の書類をまとめて府社協へ提出	⑤ 養成施設へ借用証書等を整えて提出	
4	貸付金の送金	⑦ 府社協から養成施設へ送金日・金額を通知	⑧ 契約の締結後、修学生の銀行口座へ送金 養成施設から送金日の通知を受け取る	
5	在学中	府社協と養成施設が連絡を取り合い、修学状況などを共有	保育士資格取得へ向け修学	
6	卒業		卒業後は府社協へ返還猶予書類を提出 保育士として登録し、大阪府内の保育所等で従事を始めてください	20歳
7	返還の猶予		毎年4月に府社協へ現況報告書等を提出 保育士として、大阪府内の保育所等で継続して従事している期間は、返還を猶予されます	20歳～
8	返還の免除		5年間の従事後、府社協へ現況報告書・返還免除申請書等を提出	25歳 働き方により5年以上かかる場合があります。

※養成施設を卒業後、毎年4月に府社協へ業務の従事状況を報告していただきます。

※退学等や保育士として大阪府内の保育所等で継続して従事していない場合は、ご返還いただきます。

Ⅱ 募集要領

1 申請期間・募集人数について

- ・令和8年4月1日(水)～ 各養成施設の提出期限まで(※府社協の申請受付期限は5月29日(金)まで)
- ・在学する養成施設の提出期限を確認し、必要な書類を養成施設へ提出してください。
- ・養成施設から申請を受付けます。連携校が養成施設の場合は、連携校から申請を受付けます。
- ・「高等教育の修学支援新制度」を利用する方は、授業料等減免後の自己負担額を申請してください。
- ・貸付金の募集は、予算の範囲内で貸付けします。

2 申請資格について

次の1～4のすべてを満たすことが必要です。

1. 令和8年4月1日時点で、養成施設に在学している方。
2. 養成施設卒業後、大阪府内の保育所等で保育士として、引き続き5年間以上、返還免除対象業務に従事しようとする意思を有している方。
3. 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方。
4. 次のいずれかに該当する方。
 - ① 大阪府内の養成施設(通信制を除く)に在学していること
 - ② 令和8年4月以降も引き続き、大阪府内に住民登録をしていること
※外国籍の方の場合は在留資格を確認します。

以下の事由に該当する場合、申請受付できません

- ・社会福祉協議会が実施している生活福祉資金等の貸付金の返済を滞納している場合や、連帯保証人になっている場合。
- ・社会福祉協議会から修学資金の貸付を受けている場合や、連帯保証人になっている場合。
- ・債務整理中(自己破産等)の場合。

3 連帯保証人について

- ・貸付金の申請は、連帯保証人が必要です。
- ・返還免除または返還完了になるまで、修学生と連帯して義務を履行いただかなければなりません。卒業できないとき、保育士資格を取得できないとき、大阪府内で返還免除対象業務に継続して5年間従事されないとき、必要な手続きがなされないとき等は、修学生と連帯してご返還いただかなければならないことをご承知おきください。

連帯保証人の要件

個人の連帯保証人は、下記の要件をすべて満たすことが必要です。

1. 日本国内において居住し、自身の所得で生活費を賄い、税法上の扶養家族から外れている方。
2. 申請時において年齢が18歳以上65歳未満の方。

3. 住民税の課税がされ、現在も従事されている方。
4. 日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する方。
ア)定住者 イ)永住者 ウ)特別永住者 エ)日本人の配偶者等 オ)永住者の配偶者等
※外国籍の方の場合は在留資格を確認します。

連帯保証人に該当しない事由

- ・ 社会福祉協議会が実施している生活福祉資金等の貸付金の返済を滞納している場合や、連帯保証人になっている場合。
- ・ 社会福祉協議会から修学資金の貸付を受けている場合や、連帯保証人になっている場合。
- ・ 債務整理中（自己破産等）の場合。

個人に連帯保証を依頼する場合

申請時に立てられた連帯保証人から原則変更することはできません。

返還免除または返還完了になるまで、修学生と連帯して義務を履行いただかなければならないことをご承知のうえ同意書へ署名されているか、連帯保証人へ確認する場合があります。

法人（福祉施設）に連帯保証を依頼する場合

この保証は、日本学生支援機構の貸与型奨学金の「機関保証」とは異なり、大阪府内で返還免除対象業務を営む法人が、修学資金の連帯保証人となるものです。法人と申請者との間で雇用契約（アルバイト含む）が結ばれている場合は、法人が職員の福利厚生の一環として保証人になることができます。連帯保証人を法人へ依頼される場合は、連帯保証人となる法人の要件等についてご説明しますので、事前に府社協へお問い合わせください。

4 連帯保証人以外の緊急連絡先について

本人と連絡が取れない場合に必要となりますので、必ず2人以上ご記入ください。

5 貸付の方法（振込）について

月額分の貸付については、3カ月分をまとめて、四半期毎に指定された銀行口座に振込みます。

貸付時期は、4月（1期：4～6月分）7月（2期：7～9月分）

10月（3期：10～12月分）1月（4期：1～3月分）の計4回とします。

ただし、新規貸付の初回分の振込については、貸付決定後、借用証書等の取り交わしが終了次第、まとめて送金を行います。

特別な事情がなく期限までに借用証書等の提出されない場合は、辞退されたものとみなします。

また、初回送金以降については、送金月の20日（土日祝の場合は翌営業日）に送金します。

なお、出席状況や成績が思わしくない場合等は、送金を停止する場合があります。

入学準備金については初回分に加算し、就職準備金については、卒業年度の最終回（4期）分に加算します。

6 貸付期間について

貸付期間は、養成施設の正規の修学期間で2年間を限度とします。修学期間が2年を超える養成施設の場合は、貸付金額が2年間に相当する金額の範囲内であれば、正規の修学期間を貸付期間とします。

なお、卒業延期や留年となった場合であっても、正規の修学期間を超えて貸付を受けることはできません。

7 貸付限度額について

- ・**修学資金** 月額 50,000 円まで（千円単位） 例）2年課程の場合 50,000 円×24 カ月＝1,200,000 円
3年課程の場合 33,000 円×36 カ月＝1,188,000 円
4年課程の場合 25,000 円×48 カ月＝1,200,000 円

- ・**入学準備金** 200,000 円まで（千円単位）令和8年度入学者対象／初回のみ

- ・**就職準備金** 200,000 円まで（千円単位）卒業年度に係る最終回のみ

就職準備金について、基本額の貸付を受けていない方で、最終学年開始時に申請をする場合に限り、就職準備金のみ申請もできます。

- ・**生活費加算**

生活保護世帯もしくは非課税世帯に属する方は、下記に定める加算額の借り入れを申し込むことができます。

ただし、入学により令和8年4月1日以降、生活保護の適用を受けない方、または令和7年度の住民税課税証明書が非課税の世帯に属する方に限ります。

大阪府級地	市町村名	加算限度額 (18～19歳)
1級地-1	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市 大東市 箕面市 門真市 摂津市 東大阪市	46,930 円
1級地-2	岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 高石市 藤井寺市 四條畷市 交野市 忠岡町	45,520 円
2級地-1	泉佐野市 富田林市 河内長野市 柏原市 羽曳野市 泉南市 大阪狭山市 島本町 熊取町 田尻町	43,640 円
3級地-1	阪南市 豊能町 能勢町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村	41,290 円

※お住まいの市町村により、生活費加算の上限額が異なります。

「高等教育の修学支援新制度」を利用する方は、下記をご確認ください。

8 申請額について

申請額は、貸付限度額を上限に、「修学に係る費用（見込み）」の範囲内で決めてください。

高等教育の修学支援新制度を受けている場合

「高等教育の修学支援新制度」を利用し、「授業料等減免」および「給付型奨学金」を受ける場合は、下記事項に留意してください。

- ・高等教育の修学支援新制度を優先に適用することから、授業料等減免の金額が確定後、修学資金の貸付決定を行います。

- ・養成施設に入学後、修学支援新制度を申請された場合は、通常より貸付審査に時間を要します。

修学資金	支援区分にもとづく授業料等減免後の自己負担額を上限に、貸付限度額の範囲内で申請することができます。
入学準備金	支援区分にもとづく授業料等減免後の自己負担額を上限に、貸付限度額の範囲内で申請することができます。
就職準備金	200,000 円を上限に、申請することができます。
生活費加算	給付型奨学金を受給する場合、申請することができません。

他の奨学金との併給を受ける場合

貸付金は、養成施設への修学のために必要な範囲で他の奨学金との併給を認めています。

他の奨学金を借り入れている場合（予定を含む）、必ず申請書の「他に受けている奨学金等の利用状況」欄に記入してください。

また、併給される場合は、当貸付金が決定すると必要以上にならないようご注意ください。

なお、財源に国庫補助を含むものや、本貸付金と同様の目的をもつもの等、併給できない貸付金もあります。

（併給が可能なもの 例）

- ・高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構への申請）
- ・日本学生支援機構の貸与型奨学金
- ・日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン）
- ・教育訓練給付制度（一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付）

（併給ができないもの 例）

- ・修学資金貸付制度
- ・生活福祉資金貸付制度（教育支援資金※1）
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
- ・職業訓練受講給付金（求職者支援制度）
- ・離職者等再就職訓練
- ・ひとり親家庭自立支援給付金※2（自立支援教育訓練給付金／高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金）
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金

※1 同じ目的で教育支援資金を借り受けし、先に償還した場合、修学資金の貸付は可能です（修学資金を償還にあてる等）。

※2 給付額との差額により自己負担額が生じる場合、自己負担額部分については貸付が可能です。

Ⅲ 貸付金の契約まで

1 申請に必要な提出書類について

1. 保育士修学資金貸付 申請書
 2. 同意書
 3. 作文用紙
 4. 申請者の住民票
 5. 連帯保証人の令和7年度の住民税課税証明書（令和6年中の所得証明）
 6. 学業成績証明書（直近に在学していた学校が発行する証明書）
- 1.～3.の様式は、府社協のホームページからダウンロード
- ・住民票と現在お住まいの住所が一致しているもの
 - ・申請日より3カ月以内に発行されているもの
 - ・マイナンバーが記載されていないもの
 - ・申請者を含む世帯全員が記載されているもの
 - ・続柄が記載されているもの
 - ・外国籍の方の場合は、在留資格が記載されているもの

以下項目に該当する際には準備をしてください。

7. 一人暮らしの場合
 - ・父母の世帯全員の住民票
 - ・父母が別世帯の場合は、それぞれの世帯全員の住民票
 - ・申請日より前3カ月以内に発行されているもの
 - ・マイナンバーが記載されていないもの
 - ・続柄が記載されているもの
8. 「高等教育の修学支援新制度」を利用する場合
独立行政法人日本学生支援機構が発行する「大学等奨学生採用候補者決定通知」（写し）
9. 生活費加算を受ける場合
 - ・生活保護受給世帯…福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書
 - ・住民税非課税世帯…世帯全員の令和7年度の住民税非課税証明書等（高校生以下は不要）
10. 中高年離職者の場合
 - ・中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって離職して2年以内の者）は、離職年月日を証明できる書類
 - ・申請時に従事中の方は、該当しません。
11. その他、府社協会長が必要と認める書類

2 提出書類の諸注意

申請書について

- ・記入例をご確認のうえ、作成してください。パソコンによる作成でも構いません。
- ・修正する場合、修正液や修正テープは使用しないでください。
- ・氏名と住所は、住民票記載の漢字を記入してください。
- ・申請者・連帯保証人・連帯保証人以外の連絡先は、それぞれの携帯番号を記入してください。

同意書について

- ・記載内容を十分確認のうえ、申請者および連帯保証人が、各々自署してください。

住民票について

- ・住民票と現在お住まいの住所が一致しているもの
- ・申請日より3カ月以内に発行されているもの
- ・マイナンバーが記載されていないもの
- ・申請者を含む世帯全員が記載されているもの
- ・続柄が記載されているもの
- ・外国籍の方の場合は、在留資格が記載されているもの

連帯保証人の令和7年度の住民税課税証明書について

- ・連帯保証人の課税状況等を確認するために、令和7年度の住民税課税証明書を提出してください（令和6年中の所得）。非課税の場合は受付できません。
- ・課税証明書の記載内容は、全項目記載されているものを提出してください。
- ・「住民税課税証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。
- ・以下は、証明書類として認められません。

「市民税・府民税特別徴収税額のお知らせ」、「源泉徴収票」、「特別徴収税額の決定通知書」、「納税証明書（税務署発行）」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」等。

○ 申請書類一式が整っていない場合や、明らかな不備がある場合は、申請は受付できません。（該当者の提出書類をすべて返送いたします）

例えば、必要書類が同封されていない、連帯保証人が明らかに要件を満たしていない等。

○ 軽微な不備（記入もれ、住民票に続柄がない等）があった場合、養成施設を通じて申請者へ連絡します。定められた期日までに回答・再提出がない場合、不備等がある申請内容で審査を進めざるを得ませんので、ご注意ください。

○ 養成施設を通じて、申請者に決定または不承認通知を送付します。

3 提出書類チェックリスト

修学資金の申請手続きは、申請者、連帯保証人が責任をもって行いましょう。

1.保育士修学資金貸付申請書	<input type="checkbox"/> 鉛筆やフリクションペンで記入していない <input type="checkbox"/> 連帯保証人以外の緊急連絡先を2名以上記入 <input type="checkbox"/> 「修学に係る費用」は、貸付を受ける修学期間を通して、必要な金額を記入 <input type="checkbox"/> 「他に受けている奨学金の利用状況」は、受ける予定の金額を記入
2.同意書	<input type="checkbox"/> 鉛筆やフリクションペンで記入していない <input type="checkbox"/> 各項目を理解している <input type="checkbox"/> 申請者および連帯保証人（予定）が、各々自署している
3.作文 「保育士を目指したきっかけ・ 保育分野での将来の夢」	<input type="checkbox"/> 鉛筆やフリクションペンで記入していない <input type="checkbox"/> 最後まで書いている
4.申請者の住民票	<input type="checkbox"/> 住民票と現在お住まいの住所が一致しているもの <input type="checkbox"/> 申請日より3カ月以内に発行されているもの <input type="checkbox"/> マイナンバーが記載されていないもの <input type="checkbox"/> 申請者を含む世帯全員が記載されているもの <input type="checkbox"/> 続柄が記載されているもの <input type="checkbox"/> 外国籍の方の場合は、在留資格が記載されているもの
5.連帯保証人の住民税 課税証明書	<input type="checkbox"/> 令和7年度の住民税課税証明書等（令和6年中の所得証明） <input type="checkbox"/> 全項目記載されている（非表示なし）もの <input type="checkbox"/> 外国籍の方の場合は、在留資格が記載されているもの
6.学業成績証明書	<input type="checkbox"/> 直近に在学していた学校の成績証明書 <input type="checkbox"/> 1年以上在学している方は前学年のもの

以下、該当者のみ

7.申請者が一人暮らしの場合	<input type="checkbox"/> 父母の世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 父母が別世帯の場合は、それぞれ世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 申請日より3カ月以内に発行されているもの <input type="checkbox"/> マイナンバーが記載されていないもの <input type="checkbox"/> 続柄が記載されているもの
8.「高等教育の修学支援新制度」を利用する場合	<input type="checkbox"/> 「令和8年度 大学等奨学生採用候補者決定通知」（写し）
9.生活費加算を受ける場合	
生活保護受給世帯	<input type="checkbox"/> 福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書
住民税非課税世帯	<input type="checkbox"/> 世帯全員の令和7年度の住民税非課税証明書等（高校生以下は不要）
10.中高年離職者の場合	<input type="checkbox"/> 従事していない <input type="checkbox"/> 入学時に、45歳以上で離職して2年以内 <input type="checkbox"/> 離職年月日を証明できる書類の写し （前職場から発行された雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など）

※その他、府社協会長が必要と認めて、提出を依頼した書類

4 貸付の審査と借用証書の取り交わしについて

貸付決定の通知及び不承認通知について

書類による審査を行い、結果は養成施設宛に郵送し通知します。

なお、審査内容お答えすることはできません。また、申請書類は審査に使用したため返却できません。

決定された場合は、氏名住所等に誤りがないかご確認ください。

借用証書の作成について

- ・養成施設の提出期限までに提出してください。
- ・それぞれ自署、実印を捺印してください。
- ・収入印紙の貼付け、消印をしてください。
- ・借用証書をコピーし作成したものは不可です。

印鑑登録証明書について

- ・修学生と連帯保証人の両名分と、提出日前3カ月以内に発行されているものを提出してください。
- ・申請後、転居された場合は印鑑登録証明書で確認します。

貸付金振込口座届出書について

- ・振込口座を正しく記入してください。
- ・金融機関名・支店名・口座番号・フリガナ（ローマ字）の口座名義が確認できる「振込先の銀行口座の通帳写し」を添付し提出してください。

IV 貸付金の返還免除まで

貸付決定後、在学中の手続きや、卒業後の手続きについては、養成施設を通じて「修学生のしおり」（冊子）をお届けします。詳しくは、そちらを参照してください。

1 返還の猶予について

必要な手続きがなされない場合は、貸付金を返還いただきます。

卒業後、大阪府内の対象施設で保育士として従事するとき

卒業後、保育士登録をし、大阪府内において保育士として返還免除対象業務に従事される場合、返還の猶予をすることができます。

保育士登録は、養成施設を卒業してから1年以内（登録日）に完了してください。

なお、保育士登録を行っていない場合は、返還免除対象業務に従事していてもご返還いただきます。

卒業したが、保育士資格を取得するために引き続き「科目等履修生」として養成施設に在籍しているとき

卒業後、1年以内に保育士登録を完了のうえ、大阪府内において保育士として返還免除対象業務に従事される場合、返還の猶予をすることができます。

2 貸付金の返還免除について

返還免除に必要な期間、返還免除対象業務に従事したとき

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大阪府内において保育士として返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間従事したとき。

ただし、中高年離職者の要件に該当すると貸付決定された場合、もしくは大阪府内の過疎地域で従事した場合は3年間従事したとき。

なお、非常勤の場合は、従事日数を確認します。

5年間とは、在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した日数が900日以上を指します。

3年間とは、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した日数が540日以上を指します。

業務上（労働災害）の事由により死亡、心身の故障のため返還免除対象業務を継続することができなくなったとき

業務上（労働災害）の事由により死亡、心身の故障等のため、保育士の業務を続けることができない場合のみ申請できます。労働災害補償保険支給決定通知書（申請書、請求書等は不可）を確認します。

3 貸付金の返還について

貸付契約の解除について

- ・ 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。
 - (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認めるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
 - (6) 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
 - (7) その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ・ 修学生が休学し、または停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行いません。
- ・ 修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除します。

返還について

- ・ 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から返還しなければなりません。
 - (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に、保育士登録簿に登録しなかったとき。
 - (3) 養成施設を卒業した日から1年以内に、大阪府内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (4) 大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (5) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

返還の方法について

- ・ 返還は事由が生じた月の翌月から開始し、返還期限は5年以内です。
- ・ 一括もしくは月賦で返還してください。
- ・ 返還期限内に貸付金を返還しなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に対して年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

V 関係資料

1 大阪府内の保育士養成施設

入学条件等については、それぞれの養成施設にお問い合わせください。

指定保育士養成施設一覧(令和7年4月1日時点)				
No	自治体	保育士養成施設の名称	経営主体	所在地
1	大阪府	大阪大谷大学教育学部教育学科	学校法人 大谷学園	大阪府富田田市錦織北3-11-1
2	大阪府	関西女子短期大学保育学科	学校法人 玉手山学園	大阪府柏原市旭ヶ丘3-11-1
3	大阪府	関西福祉科学大学教育学部教育学科子ども発達教育専攻	学校法人 玉手山学園	大阪府柏原市旭ヶ丘3-11-1
4	大阪府	四天王寺大学短期大学部保育科	学校法人 四天王寺学園	大阪府羽曳野市学園前3-2-1
5	大阪府	四天王寺大学教育学部教育学科幼児教育保育コース	学校法人 四天王寺学園	大阪府羽曳野市学園前3-2-1
6	大阪府	大阪千代田短期大学幼児教育科	学校法人 千代田学園	大阪府河内長野市小山田町1685
7	大阪府	大阪青山大学子ども教育学部子ども教育学科	学校法人 大阪青山学園	大阪府箕面市新稲2-11-1
8	大阪府	箕面学園福祉保育専門学校保育科	学校法人 箕面学園	大阪府箕面市箕面7-7-31
9	大阪府	大阪国際大学短期大学部幼児保育学科	学校法人 大阪国際学園	大阪府守口市藤田町6-21-57
10	大阪府	四條畷学園短期大学保育学科	学校法人 四條畷学園	大阪府大東市学園町6-45
11	大阪府	南海福祉看護専門学校こども未来学科	社団法人 南海福祉事業会	大阪府高石市千代田6-12-53
12	大阪府	大阪保育福祉専門学校総合こども学科	社団法人 大阪水上隣保館	大阪府三島郡島本町山崎5-3-10
13	大阪府	梅花女子大学心理こども学部こども教育学科	学校法人 梅花学園	大阪府茨木市宿久庄2-19-5
14	大阪府	大阪健康ほいく専門学校保育科	学校法人 村川学園	大阪府泉大津市東豊中町3-1-15
15	大阪府	大阪人間科学大学人間科学部子ども教育学科	学校法人 薫英学園	大阪府摂津市正雀1-4-1
16	大阪府	大阪芸術大学芸術学部初等芸術教育学科	学校法人 塚本学院	大阪府南河内郡河南町東山469
17	大阪府	大阪芸術大学通信教育部芸術学部初等芸術教育学科	学校法人 塚本学院	大阪府南河内郡河南町東山469
18	大阪府	高野山大学文学部教育学科	学校法人 高野山学園	大阪府河内長野市小山田町1685
19	大阪府	大阪体育大学教育学部教育学科	学校法人 浪商学園	大阪府泉南郡熊取町朝代台1-1
20	大阪府	大阪芸術大学短期大学部保育学科	学校法人 塚本学院	大阪府大阪市東住吉区矢田2-14-19
21	大阪府	大阪芸術大学短期大学部通信教育部保育学科	学校法人 塚本学院	大阪府大阪市東住吉区矢田2-14-19
22	大阪府	大阪常磐会大学短期大学部乳幼児教育学科	学校法人 常磐会学園	大阪府大阪市平野区平野南4-6-7
23	大阪府	大阪常磐会大学こども教育学部こども教育学科	学校法人 常磐会学園	大阪府大阪市平野区喜連東1-4-12
24	大阪府	大阪教育福祉専門学校教育保育科第一部	学校法人 大阪聖徳学園	大阪府大阪市生野区林寺2-21-13
25	大阪府	大阪教育福祉専門学校教育保育科第二部	学校法人 大阪聖徳学園	大阪府大阪市生野区林寺2-21-13
26	大阪府	大阪総合保育大学短期大学部総合保育学科	学校法人 城南学園	大阪府大阪市東住吉区湯里6-4-26
27	大阪府	大阪総合保育大学児童教育学部児童保育学科	学校法人 城南学園	大阪府大阪市東住吉区湯里6-4-26
28	大阪府	大阪総合保育大学児童教育学部乳児保育学科	学校法人 城南学園	大阪府大阪市東住吉区湯里6-4-26
29	大阪府	大阪信愛学院大学教育学部教育学科	学校法人 大阪信愛女学院	大阪府大阪市城東区古市2-7-30
30	大阪府	大阪キリスト教短期大学幼児教育学科	学校法人 OCC	大阪府大阪市阿倍野区丸山通1-3-61
31	大阪府	大阪成蹊短期大学幼児教育学科	学校法人 大阪成蹊学園	大阪府大阪市東淀川区相川3-10-62
32	大阪府	大阪成蹊大学教育学部教育学科初等教育専攻	学校法人 大阪成蹊学園	大阪府大阪市東淀川区相川3-10-62
33	大阪府	相愛大学人間発達学部子ども教育学科	学校法人 相愛学園	大阪府大阪市住之江区南港中4-4-1
34	大阪府	日本メディカル福祉専門学校こども福祉学科	学校法人 瓶井学園	大阪府大阪市東淀川区大桐2-6-6
35	大阪府	日本メディカル福祉専門学校保育士科	学校法人 瓶井学園	大阪府大阪市東淀川区大桐2-6-6
36	大阪府	大阪保健福祉専門学校教育・社会福祉専門課程保健保育科(昼夜開講制)	学校法人 大阪滋慶学園	大阪府大阪市淀川区宮原1-2-47
37	大阪府	大阪保健福祉専門学校保育士通信教育科	学校法人 大阪滋慶学園	大阪府大阪市淀川区宮原1-2-47
38	大阪府	大阪こども専門学校保育科	学校法人 三幸学園	大阪府大阪市淀川区西中島5-7-23
39	大阪府	大阪保育こども教育専門学校保育養成学科	学校法人 大原学園	大阪府大阪市淀川区西中島3-8-12
40	大阪府	総合学園ヒューマンアカデミーチャイルドケアカレッジこども保育専攻	ヒューマンアカデミー株式会社	大阪府大阪市中央区南船場4-3-2セント心齋橋9階
41	大阪府	大阪公立大学現代システム科学域教育福祉学類	公立大学法人大阪	大阪府堺市中区学園町1-1
42	大阪府	桃山学院大学人間教育学部人間教育学科幼児教育課程	学校法人 桃山学院	大阪府和泉市まなび野1-1
43	大阪府	大阪健康福祉短期大学子ども福祉学科	学校法人 みどり学園	大阪府堺市南区高倉台1丁2-1
44	大阪府	堺女子短期大学美容生活文化学科幼児教育コース	学校法人 愛泉学園	大阪府堺市堺区浅香山町1-2-20
45	大阪府	太成学院大学人間学部子ども発達学科保育コース	学校法人 天満学園	大阪府堺市美原区平尾1060-1
46	大阪府	平安女学院大学子ども教育学部子ども教育学科	学校法人 平安女学院	大阪府高槻市南平台5-81-1
47	大阪府	東大阪大学短期大学部実践保育学科	学校法人 村上学園	大阪府東大阪市西堤学園町3-1-1
48	大阪府	東大阪大学こども学部こども学科	学校法人 村上学園	大阪府東大阪市西堤学園町3-1-1
49	大阪府	大阪樟蔭女子大学児童教育学部児童教育学科	学校法人 樟蔭学園	大阪府東大阪市菱屋西4-2-26
50	大阪府	千里金蘭大学教育学部教育学科	学校法人 金蘭会学園	大阪府吹田市藤白台5-25-1

こども家庭庁ホームページより

2 返還免除対象業務

保育士または保育教諭として従事してください。幼稚園教諭は返還免除対象業務ではありません。

返還免除対象業務に該当するか不明な場合はお問い合わせください。

区域	施設等種別、及び法令・通知等
全国	国立高度専門医療研究センターまたは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
	肢体不自由児施設「整肢療護園」
	重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
大阪府	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項及び同条第 4 項 ・児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設（放課後等デイサービスなど）
	児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設（保育所を含む） ・助産施設 ・母子生活支援施設 ・幼保連携型認定こども園 ・児童養護施設 ・児童発達支援センター ・児童自立支援施設 ・乳児院 ・保育所 ・児童厚生施設 ・障害児入所施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童家庭支援センター
	児童福祉法第 12 条の 4 に規定 ・児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	児童福祉法第 18 条の 6 に規定 ・指定保育士養成施設
	学校教育法第 1 条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園（週 5 日以上） ・「認定こども園」への移行を 5 年以内に予定している幼稚園
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定 ・認定こども園
	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定するものであって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの ・病児保育事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定するものであって、同法第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届出を行ったもの ・放課後児童健全育成事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定するものであって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの ・一時預かり事業
	子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定 ・離島その他の地域における特例保育を実施する施設
	児童福祉法第 6 の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって、同法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていない認可外保育施設のうち、次に掲げるもの i) 児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設 ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 iii) 雇用保険法施行規則第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定めるもの ・企業主導型保育事業	

3 大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金（以下「修学資金」という。）は、保育士資格の新規取得者の確保を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他施設（以下「養成施設」という。）に在学する者。

2 養成施設卒業後、大阪府（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）内の、次のア～サに規定する従事先施設等において児童の保護等の業務に従事しようとする者。

ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、同条第3項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
- ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの

キ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

ク 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可をうけたもの

ケ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

コ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

i) 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設

ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

iii) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について」（平成22年3月24日医政発0324第21号）に定める病院

内保育所運営事業の助成を受けている施設

v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

サ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

3 大阪府内市町村の住民基本台帳に記録されている者又は大阪府内に住民登録はしていないが大阪府内の養成施設に修学する場合（通信制を除く。）等であって、卒業後大阪府内において要綱第8条第1項の（1）に規定する業務に従事しようとする者に限定しても差し支えない。

なお、この取り扱いによって、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできない。

4 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者。

5 1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算（以下「生活費加算」という。）については、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として保育士資格の取得を支援するものであるため、生活費加算の貸付対象者に係る経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、第2条第1項に規定する養成施設に就学する者

イ アに準ずる経済状況にある者として、都道府県知事等が必要と認める者

（例）前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

・ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

・ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

・ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免

・ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

（貸付対象者の選定）

第3条 貸付対象者の選定に当たっては、養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

なお、貸付対象者の推薦を養成施設へ求める場合にあっては、不当に特定の養成施設に貸付対象者が偏ることのないよう留意するとともに、養成施設から適正な推薦を受ける観点から、常日頃より養成施設との密接な連携を図る。

2 生活保護受給世帯の者などを対象として、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合にあっては、貸付申請は貸付対象者が社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）に直接行い、当該貸付対象者の居住地を管轄する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）等との連携により適切に行う。

3 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合には、養成施設への入学選考前に貸付内定を通知するよう努める。

4 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合において、貸付申請者が貸付申請時に生活保護受給世帯の者である場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、選定に当たって次のことを確認する。

i) 第2条第4項のうち学業優秀、家庭の経済状況

（確認書類の例）

○ 学業優秀

養成施設からの推薦に替えて、

- ・貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書
- ・上記以外の場合は、養成施設への就学意欲、資格取得後における保育分野での就労意思等

○ 家庭の経済状況

福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

ii) 貸付による自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見

イ 会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し連絡すること。

ウ 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないこと。

したがって、会長は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付対象者から提示させる等により生活保護が廃止されていることを確認する。

i) 貸付申請時に生活保護受給世帯の高校生であって、高校を卒業し、直ちに養成施設に就学しようとする者に対する貸付決定を行った場合

ii) 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、i) 以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

5 生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけではなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相俟って、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、会長は、福祉事務所、養成施設等の関係機関と連携を密にし、継続的な支援に努める。

（取組例）

- 養成施設に在学中の出席状況や学業成績等の就学状況に関する定期的な確認及び支援
- 養成施設卒業後の保育関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋
- 保育関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング 等

6 要綱第5条に掲げる額のうち学費相当分（月額 50,000 円以内）を貸し付けずに、生活費加算分のみを貸し付けることはできない。

7 中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認する。

（貸付期間）

第4条 養成施設に在学する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

なお、原則として2年間とするが、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えない。

また、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、第5条に掲げる額のうち学費相当分（月額50,000円以内）の2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

（貸付額）

第5条 月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算をすることができるものとする。

第2条の対象者であって月額の貸付を受けていない者に対しては、最終学年の開始時（4年制の場合は4

年開始時、2年制の場合は2年開始時)に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとし、その場合の貸付額は、200,000円以内とする。

この場合において就職準備金のみ貸付対象者については、本要綱上、修学資金貸付の貸付対象者と同様に取り扱うものとする。

2 利子は、無利子とする。

3 本修学資金は、養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他、参考図書、学用品、交通費、就職活動に係る旅費・宿泊費等(生活費加算分については在学中の生活費を含む。)に充当するものであるので、貸付金(就職準備金のみ貸し付ける場合を含む)については第1項に定める金額の範囲内であれば授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならないが、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

ただし、貸付を受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは児童自立生活援助事業所に入所している児童又は里親若しくはファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長(里親委託児童の場合は児童相談所長)の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

2 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第7条 会長は、修学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。

(6) 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。

(7) その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

3 会長は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第8条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大阪府(国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。)内の第2条第2項に規定する従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間(過疎地域、離島又は中山間地域等において当該業務に従事した場合又

は中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3年間)引き続き(災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)当該業務に従事したとき。

ただし、従事先施設等の法人における人事異動等により、修学生の意味によらず、大阪府外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

(2)(1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 保育士登録を行った者が前項の(1)に規定する業務に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後1年以内に前項の(1)に規定する職種以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき前項の(1)に規定する業務に従事する意思があると認めた場合、前項の(1)及び第9条の(2)に規定する「養成施設を卒業した日から1年以内」を、「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えて差し支えない。

(返還)

第9条 修学生が、次の各号の一に該当する場合(災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

(3) 大阪府内において第8条第1項の(1)に規定する業務に従事しなかったとき。

(4) 大阪府内において第8条第1項の(1)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

(5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第10条 (当然猶予) 会長は、修学生が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 (裁量猶予) 会長は、修学生が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 大阪府内において第8条第1項の(1)に規定する業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由があるとき。

なお、その他やむを得ない事由は、第8条第1項の(1)に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(返還の債務の裁量免除)

第11条 会長は、修学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 大阪府内において2年以上第8条第1項の(1)に規定する業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

2 前項の(1)及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、前項の(3)の返還の債務の裁量免除は、本事業が第8条第1項の(1)に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

3 前項の(3)に該当する場合に免除することができる債務の額は、大阪府内において、第8条第1項の(1)に規定する業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5(過疎地域、離島又は中山間地域等において当該業務に従事した者又は中高年離職者(以下「中高年離職者等」という。)については2分の3)に相当する月数で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

就職準備金のみを貸付けを行った場合の裁量免除の額は、当該都道府県等の区域内において、要綱第8条第1項の(1)に規定する業務に従事した月数を、60(中高年離職者等については36)で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

ただし、円未満の小数については切り捨てるものとする。

4 第1項の(2)に規定する返還債務の裁量免除を行う場合、大阪府知事はその妥当性について確認の上、これを承認することとする。

(延滞利子)

第12条 会長は、修学生が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(その他)

第13条 本貸付要綱、保育士修学資金貸付等制度実施要綱(令和5年6月7日付けこ成基第18号こども家庭庁長官通知)及び保育士修学資金貸付等制度の運営について(令和5年6月7日付けこ成基第19号こども家庭庁長官通知)に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

この要綱は、平成30年1月10日から施行する。

この要綱は、平成31年3月11日から施行する。

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年3月5日から施行する。

4 大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付に関し、必要な事項について定める。

(貸付対象)

第2条 修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者とする。

①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等

2 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている等、非該当の要件ではない者。

(養成施設の役割)

第3条 この事業の実施にあたって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他施設（以下「養成施設」という。）は、常に府社協及び修学生等との連絡を密にし、卒業後等においても、指導等を十分に行うものとする。

(貸付申請)

第4条 申請者は、修学資金貸付申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、養成施設を通じて社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

2 養成施設の長は、申請者から申請書の提出を受けたときは、適当と認める者に対して、推薦状及び推薦名簿を添えて会長に提出するものとする。

3 貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者は、養成施設への入学前に貸付申請を行う場合、申請書に必要書類を添付して、直接、会長に申請するものとする。

4 養成施設の入学前に貸付け決定を行った場合、当該養成施設へ入学しなかったときは、その決定を取り消すものとする。

(貸付額)

第5条 入学準備金、就職準備金、生活費加算は、これらのみを貸付けることはできない。

ただし、要綱第2条の対象者であって月額を貸付を受けていない者に対しては、最終学年の開始時（4年制の場合は4年開始時、2年制の場合は2年開始時）に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとする。

2 生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時のみとする。

なお、生活費加算は、申請者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を、2年間以内の期間を基本として加算するものであり、貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。

3 高等教育の修学支援新制度と併給する場合は、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 貸付額および入学準備金は、授業料等減免後の自己負担額の範囲において貸付けることができる。

(2) 給付型奨学金の支援対象者は、生活費加算の貸付対象外とする。

(連帯保証人)

第6条 個人の連帯保証人を立てる場合は、次の(1)から(6)に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 独立した生計を営んでいる者。
 - (2) 日本国内に居住する成年の者。
 - (3) 申請日において年齢が65歳未満の者。
 - (4) 住民税が課税される程度の安定した収入がある者。
 - (5) 日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者。
①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
 - (6) 府社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている等、非該当の要件ではない者。
- 2 法人の連帯保証人を立てる場合は、予め、当該法人が府社協の事前審査を受け承認を得ているものとする。
なお、事前審査の内容は別に定める。
- 3 法定代理人である連帯保証人が第1項の要件を満たしていない場合は、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。
- 4 連帯保証人が死亡し、または個人再生や自己破産など債務整理を開始したときは、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。
- 5 修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)が、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(貸付決定)

第7条 会長は、貸付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは修学資金の貸付けを決定する。なお、貸付けの可否については、書面により、養成施設を通じて申請者に通知するものとする。

(貸付契約)

第8条 貸付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、保育士修学資金借用証書等の必要書類を提出しなければならない。

- 2 特別な事情がなく、前項の期間内に提出しない者は、修学生となることを辞退したものとみなす。
- 3 貸付契約の内容に変更が生じた場合は、貸付額・貸付条件変更申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(貸付金の交付)

第9条 会長は、前条の規定により必要書類の提出があったときは、修学資金を交付する。

2 修学資金の交付は、分割の方法によるものとし、原則、1回につき3カ月分ずつを口座振込の方法により交付する。

なお、分割交付の時期は別に定める。

- 3 第4条3項による申請に基づき貸付決定を行った場合は、養成施設への入学前に、入学準備金のみ交付することができる。
- 4 当該養成施設への入学に際し、生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)を借り受けている場合は、先に貸付金を償還にあて、貸付金の残額を修学生に交付する。
- 5 貸付契約の内容に変更が生じ、府社協が必要と認められた場合は、修学資金の交付を休止する。

(返還の債務の当然免除)

第10条 要綱第8条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第11条 要綱第10条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、猶予の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは返還の猶予を決定する。なお、猶予の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

3 修学生は、返還猶予を開始した日の属する月から1年毎の該当する時期に、府社協に現況報告書および業務従事期間証明書を提出しなければならない。

4 修学生が、前項の申請や提出を行わない場合は、貸付契約を解除する。

5 疾病、負傷、育児休業等の事由による履行猶予の最長期間は次のとおりとする。

(1) 療養のためは、3年。

(2) 産前・産後休業は、出産予定日の6週間前、出産の翌日から8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）。

(3) 育児休業は、子が1歳（一定の場合において1歳2カ月。保育所等に入所できない等の理由がある場合1歳6カ月、それでも保育所等に入所できない等の理由がある場合2歳。）に達する日までの期間。

父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達する日までの間の1年間。

(4) 介護休業は、3カ月。

(返還の債務の裁量免除について)

第12条 要綱第11条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

3 要綱第11条第1項の(1)及び(2)に該当する場合に免除することができる債務の額は、返還する能力を失うに至った事由の程度により、会長が定める額とする。

(返還の方法)

第13条 修学生が、要綱第9条の各号のいずれかの事由に該当し、修学資金を返還しなければならなくなったときは、当該事由に該当することとなった日（要綱第10条の規定により返還の猶予を受けている場合は、当該猶予期間が満了したとき。）から速やかに、修学資金返還計画書を府社協に提出しなければならない。

2 要綱第9条に規定する返還は、貸付けを受けた修学資金の均等額を、月賦により口座振替の方法によるものとする。

ただし、この方法によらず、繰り上げて返還をすることができる。

(一時返還)

第14条 会長は、前条に規定する方法により返還させることが適当でないと認めるものについては、貸付けした修学資金の全額を一時に求めることができるものとする。

(延滞利子)

第15条 修学生が災害その他やむを得ない事由により、貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収しないこととすることができる。

(届出義務)

第16条 修学生は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に規定する様式等により、直ちに会長に届け出なければならない。ただし、養成施設に在学中は養成施設を通じて届け出るものとする。

(1) 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。

(2) 修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。

(3) 修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。

(4) 修学生が留年したとき。

(5) 修学生であることを辞退するとき。

(6) 連帯保証人が死亡したとき

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届に事実を証明する書面を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

3 修学生が、大阪府内において児童の保護等の業務に従事したときは業務従事開始届により、業務従事先を変更したとき又は児童の保護等の業務に従事しなくなったときは業務従事先等変更届に業務従事期間証明書を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

(従事期間の計算)

第17条 修学生が児童の保護等の業務に従事した後、求職活動を行う次の期間は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。

(1) 6カ月以上業務に従事した場合は、3カ月間

(2) 6カ月未満業務に従事した場合は、1カ月間

2 修学資金の免除及び猶予の算定の基礎となる従事期間の計算は、児童の保護等の業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(返還金の催告)

第18条 事前通知なく返還金が延滞している場合、修学生および連帯保証人に対して督促状を発送し、電話または文書、訪問による催告を行う。

(調査)

第19条 府社協は、修学生、法定代理人および連帯保証人の所在、生活状況や返還状況に不明な点があるときは、電話または文書により、住所地や勤務地の状況を関係者に照会し、または実地による調査を行う。

(返還金の延滞に係る措置)

第20条 正当な理由なく返還金が延滞し、府社協からの催告または調査に応じない時は、民事訴訟法等に基づき、法的措置を取る。

(費用の負担)

第21条 修学生および連帯保証人は、本契約に関し、府社協において債権の保全または行使のために支出したすべての費用を負担する。

- 2 修学生および連帯保証人は、府社協の指定する金融機関へ振込により返還を行う場合、当該振込にかかる手数料を負担する。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に基づく債務に関しての訴訟の必要性が生じた場合、府社協の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とする。

(借用証書等の返却)

第23条 連帯保証人もしくは第三者払いにおいて返還完了した場合を除き、原則として借用証書等の返却はしない。

- 2 修学生および連帯保証人は、債務の完了にあたり返還者が数人ある場合、そのいずれの者に対して借用証書等を返却されても異議を申し立てることはできない。

附 則

- 1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年12月13日から施行する。
- 3 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

5 よくある質問

【卒業後について】

Q 養成施設を卒業したら、大学へ編入することになりました。

A 原則として、ご返還いただきます。

やむを得ない場合を除き、養成施設を卒業し保育士資格を取られたら、大阪府内において保育士として返還免除対象業務に従事いただかなければなりません。

Q 幼稚園教諭として勤めることになりました。

A 幼稚園教諭は対象外です。ご返還いただきます。

【返還免除対象業務について】

Q 対象施設を教えてください

A 自治体で認可及び届出されている保育園等です。自治体のホームページで確認してください。本しおり 30 ページ「返還免除対象業務」へ対象施設の種別を掲載しております。

Q 過疎地域はどこですか？

A 令和 4 年 4 月 1 日現在では、豊能町・能勢町・岬町・千早赤阪村です。

最新の該当地域は、総務省 HP で確認してください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm

Q 従事先の法人の人事異動（辞令）により、大阪府外で保育士として従事することになりました。

A 修学生の意思によらない法人内の人事異動による大阪府で外の従事は、従事期間に算入します。人事異動がわかる書面（辞令書等）をご提出いただき確認をします。

Q 認可外保育施設でも大丈夫ですか？

A 認可外保育施設は、自治体へ届出をされている施設であれば対象です。

院内保育、インターナショナルスクール等については自治体へ届出をされていれば対象です。

スクール施設、従業員の福利厚生施設、美容室や歯医者等の利用者サービス施設は対象外です。

対象施設かわからない場合は、府社協までご連絡をお願いします。

Q 3 年間、保育士で働きました。違う仕事をしたいのですが、返還する金額は変わりますか？

A 全額ご返還いただきます。保育士をされた年数見合いで返還金額を減額することはありません。

Q 結婚して大阪府外で保育士をしています。返還になりますか？

A ご結婚相手のご都合（転勤等）による場合で、大阪府外で保育士をされていても全額返還いただかなければなりません。

Q 大阪府外で保育士をしたので返還になりました。そのあと、大阪で保育士をしているので、返還免除になりますか？

A 返還が開始したあとに、大阪府内の対象施設で保育士の業務に従事しても、返還免除にはなりません。

【働き方について】

Q 雇用形態は、非常勤でも大丈夫ですか？

A 雇用形態は問いませんが、非常勤は従事日数を確認いたします。

従事日数が月 15 日以下だと、返還免除まで 5 年以上の従事が必要となりますので、ご注意ください。

Q 継続して 5 年間の従事とは、保育士を転職して期間が空いても大丈夫ですか？

A 定められた求職期間の間に保育士として再就職いただくと継続していると思なせます。

ただし、求職期間は従事期間に算入されませんので、ご注意ください。

Q ダブルワークで仕事をしています。従事期間にカウントできますか？

A 保育士でダブルワークをされている場合は、どちらかのものを従事期間とします。両方を従事期間に算入することはできません。

他業種でダブルワークをされている場合は、本業が保育士でないときはご返還いただきます。

他業種で生活の生計を立てている場合（社会保険や雇用保険加入）は本業が保育士とみなせません。

Q 保育補助でも大丈夫ですか？

A 保育補助は対象外です。

【その他】

Q 提出様式が届きません。

A 届出住所の確認をしますので、府社協までご連絡をお願いします。

Q 手続きの書類を期限までに提出できません。

A いつまでに提出できるか、府社協までご連絡をお願いします。

【連帯保証人について】

Q 連帯保証人に連絡をすることはありますか？

A 返還免除または返還完了になるまで連帯保証人は修学生と連帯して義務を履行しなくてははいけません。修学生と連絡が取れないとき、必要な手続きがなされないとき等は連帯保証人にご連絡をいたします。連帯保証人が転居等された場合は連絡をお願いします。

Q 連帯保証人を変更することはできますか？

A 申請時に立てられた連帯保証人から原則変更することはできません。

ただし、連帯保証人が死亡された場合や、債務整理、自己破産等の場合は、要件を満たす新しい連帯保証人を立ててください。必要な手続きをご案内しますので、府社協までご連絡をお願いします。

Q 返還になった場合、連帯保証人はどうすればいいですか？

A 連帯保証人は、修学生と連帯して債務を負担しなければなりません。

なお、連帯保証人は、債権者（府社協）から返済を迫られたとき、「まずは借りた本人に請求して」と求めること（催告の抗弁）や「借りた本人には返済に回せる財産がまだあるのでそこから返済させて」と求めること（検索の抗弁）はできません。

令和 8 年度対象

「保育士修学資金」修学生募集要領

令和 8 年（2026 年）3 月発行

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター 修学資金係

〒542-0065 大阪府中央区中寺 1 丁目 1-54
大阪社会福祉指導センター 3 階

TEL06-6776-2943（平日 9:00~17:00 受付）

（ホームページ）<http://www.osakafusyakyu.or.jp/fcenter>



（アクセス）

- Osaka Metro(旧大阪市営地下鉄)谷町線・長堀鶴見緑地線
「谷町六丁目」駅下車④番出口
- Osaka Metro(旧大阪市営地下鉄)谷町線・千日前線
「谷町九丁目」駅下車②番出口

※お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。